

採択者向け

平成29年度予算事業

事業承継補助金

補助金事務取扱説明書

【第1.1版】

<お問い合わせ先>

平成29年度 創業・事業承継補助金事務局

〒104-0045

住所 東京都中央区築地3-17-9 興和日東ビル3F

TEL 03(5148)7051

HP アドレス <http://sogyo-shokei.jp/>

はじめに

この『補助金事務取扱説明書』は、平成29年度予算による「平成29年度事業承継補助金事業」で採択を受けた者（以下、「補助事業者」という）が、補助対象とする事業（以下「補助事業」という。）を行うにあたり、遵守いただく規程及び手続等について解説したものです。

補助事業者におかれましては、適正な事業の実施のため、本説明書を熟読された上で補助事業に臨んでいただきますようお願いいたします。

[事業実施にあたっての留意事項]

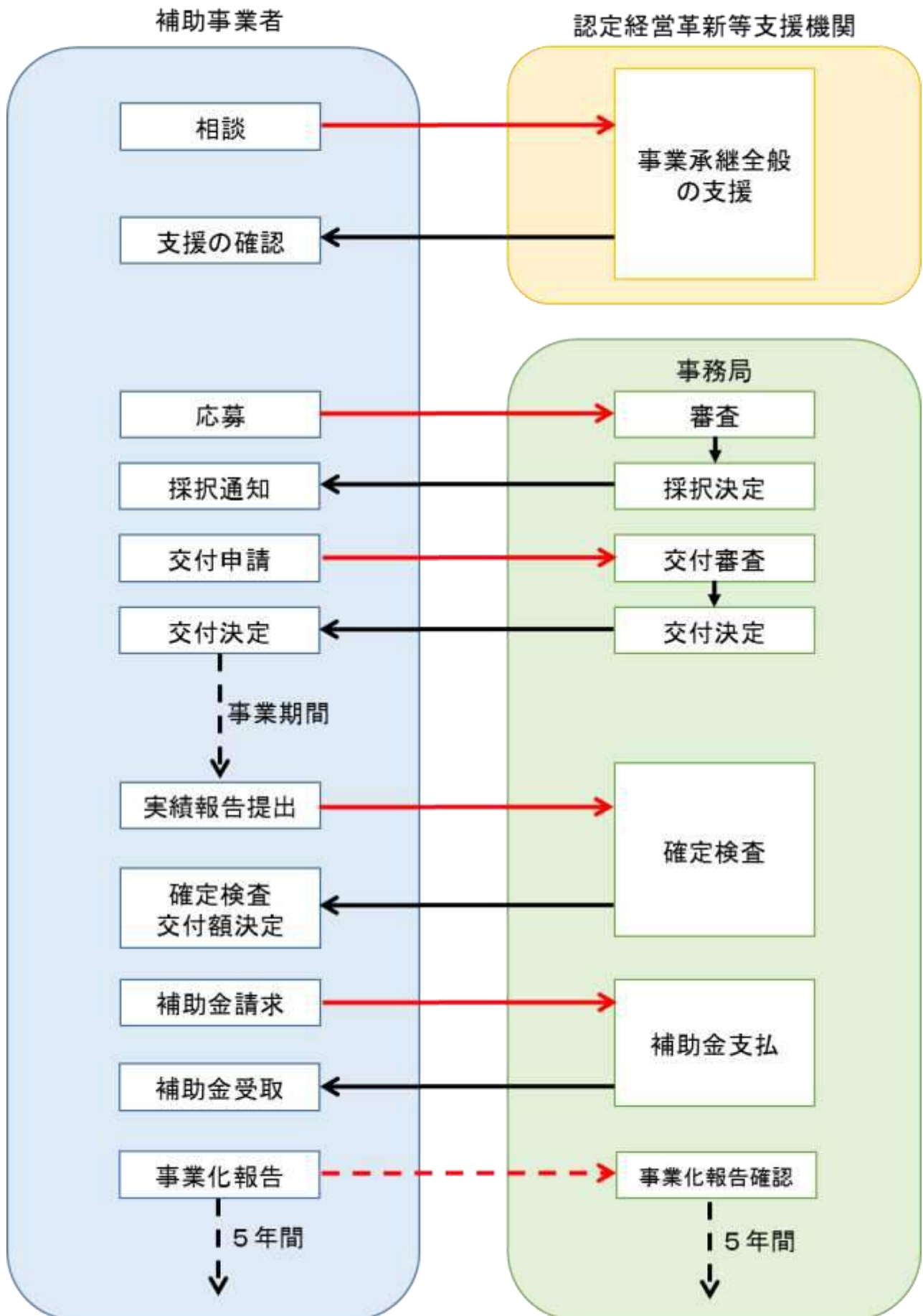
本補助事業は、『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の規定が準用されますので、それに伴う管理、報告等の責務を負っていただくこととなります。

補助事業者において、上記の法律、『平成29年度事業承継補助金交付規程（以下「交付規程」という。）』、当該制度に係る『募集要項』及びその他の定めに違反した場合や、虚偽申請・報告等の不正行為が発覚した場合は、補助事業の対象期間中のみでなく、補助金交付後においても、補助事業に係る交付決定の取消しとともに、交付済みの補助金が有る場合は返還請求を行い、厳正に対処します。

なお、適正な事業の実施がなされていることを確認するため、事務局は事業実施期間において必要の都度、補助事業の現地調査等を行います。

その他、ご不明な点については事務局にお問い合わせくださるようお願いいたします。

→ 赤矢印は応募者（採択者）からの動き（申請書類提出等）



【補助金事務取扱説明書 目次】

はじめに

業務フロー（図）

I. 業務の進め方

1. 採択	6
2. 交付申請・交付決定	6
(1) 交付申請	6
(2) 交付決定	8
3. 補助事業の事業実施期間	9
(1) 計画変更申請・登録変更届の手続き	9
(2) 事業完了の遅延	12
(3) 事業の廃止・辞退	12
(4) 遂行状況報告	12
4. 補助事業の完了	13
(1) 事業実績報告	13
(2) 補助金額の確定	15
(3) 補助金の交付	16
5. 補助事業終了後の義務・手続き等	16
(1) 取得財産の管理	16
(2) 事業化状況及び収益状況の報告	17
(3) 収益納付	18
(4) 証拠書類の保存	18
(5) 事業者の登録要件の変更	18
(6) 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書	18
(7) 産業財産権等の取得に伴う届出書	18
6. 関係書類の整理	19

II. 経理処理について

1. 一般的注意事項	20
(1) 補助対象経費の費目	20
(2) 補助対象経費の要件	20
(3) 経理処理の証拠書類の整理・保管について	22
2. 証拠書類のファイリング	23
(1) 証拠書類について	23
(2) 証拠書類に関する注意事項	23
3. 補助対象となる経費費目の内容及び注意事項について	26
人件費 (1) 人件費	26
事業費 (1) 本補助事業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費	28
事業費 (2) 店舗等借入費	28
事業費 (3) 設備費	29
事業費 (4) 原材料費	32

事業費（５）知的財産権等関連経費	3 2
事業費（６）謝金	3 3
事業費（７）旅費	3 4
事業費（８）マーケティング調査費	3 6
事業費（９）広報費	3 6
事業費（１０）会場借料	3 7
事業費（１１）外注費	3 8
事業費（１２）在庫処分費（自己所有物）	3 9
事業費（１３）解体費及び処分費（自己所有物）	3 9
事業費（１４）原状回復費（借用物）	4 0
委託費（１）委託費	4 1
その他費用	4 2
その他の注意	4 3

Ⅲ. 検査

1. 検査の概要	4 4
2. 検査の着眼点	4 4
3. 検査の実施に際して	4 5

【 I. 業務の進め方 】

1. 採択

審査の結果、採択予定とされた補助事業者に対して、事務局は「補助事業採択通知書（様式第 1-1）」により、採択の通知を行います。

採択の通知は、あくまで補助事業の対象として事業計画自体を認定するもので、**応募書類記載の補助対象経費や補助金交付希望額を承認するものではありません**。補助金の交付予定額については、次の『2. 交付申請・交付決定』の手続きにより決定します。

2. 交付申請・交付決定

(1) 交付申請

補助事業者において、応募の際に事務局に提出いただいた事業計画書（応募書類の様式 2）等の内容を精査し、改めて以下の「補助金交付申請書（様式第 2）」等の書類を事務局に提出していただきます。提出期限は、平成 29 年 8 月 18 日（金）必着です。

【提出書類】

① 補助金交付申請書（様式第 2）
② 申請事業の経費明細（様式第 2 別紙）
③ 事業計画書（応募書類の様式 2）
④ 交付申請書類チェックシート

事務局へお送りいただいた申請書類の写しを、ご自身でも必ず保管ください。

① 補助金交付申請書（様式第 2）

記入の際の注意事項として、以下をご参照ください。

・交付申請の申請者：「補助事業採択通知書（様式 1-1）」の宛先に記載されている個人、個人事業主又は法人を記入。

・『1. 事業テーマ名』：「補助事業採択通知書（様式 1-1）」と同一のものを記入。

・『2. 補助金交付申請額』：※2 申請事業の経費明細（様式第 2 別紙）と同額を記入。

・『3. 事業実施期間』：補助事業の事業開始日及び事業完了予定日を記入。

事業開始日は、交付決定日となります。

事業完了予定日は、平成 29 年 12 月 31 日までの日を記入。

② 申請事業の経費明細（様式第 2 別紙）

応募の際に提出された（様式 2）事業計画書（8）補助対象経費明細表の内容が、補助対象経費として妥当であるか（補助事業の為に必要であり、他の用途には使用しないか）、適切な経費費目に分類されているか等を事務局にて確認し、認められたものについて当様式にて提出していただきます。

採択された事業計画の範囲内で経費明細の見直しを行うことができるものとしませんが、補助金交付申請額については、応募書類に記載した補助金交付希望額が上限となりますのでご留意ください。

経費明細の見直しを行う場合、補助対象経費としての計上の可否や、費目が不明確な費用については事務局にご相談ください。

「(1) 補助対象経費」とは

補助の対象となる経費です。

交付決定を受けた補助対象経費は、確定検査において証拠書類で確認を行います。

収益納付の計算上、控除額の対象となります。※詳しくはP 18を参照

「(1) (2) のうち交付申請額の算出に用いる経費」とは

実際に補助金が投入される経費です。

補助対象経費と合わせて、確定検査において証拠書類で確認を行います。

補助金適正化法の制限を受ける対象となります。また取得価格が1件あたり50万以上の取得財産については、補助事業終了後も一定期間において、その処分等について事務局の承認を受ける必要があります。※詳しくはP 14を参照

③ 事業計画書（応募書類の様式2）

応募の際に提出された「事業計画書（応募書類の様式2）」を再度添付していただきます。

採択を受けた事業計画は、原則変更はできません。採択を受けた事業計画そのものには影響を与えない軽微な変更が発生した場合は変更箇所を赤字で修正してください。（この場合、電子申請で応募された方は、Excelの指定様式によって新たに作成していただく必要があります。）

④ 交付申請チェックシート

自己点検を必ず行っていただき、交付申請書類と一緒に事務局へお送りください。

【交付申請の申請者名について】

交付申請日までに、事業承継が完了している場合、（様式第4-1）計画変更申請・登録変更届をもって、手続きが必要です。

●同一企業で代表者交代による事業承継の場合

事業承継前の代表者で採択された場合、事業承継前の代表者名で交付申請の手続きを行っていただきます。ただし、平成29年5月8日以降に事業承継が完了している場合は、交付申請と同時に「計画変更申請・登録変更届（様式第4-1）」を事務局に提出し、事業承継後の会社名で交付申請を行ってください。

●合併、新設、事業譲渡等の場合（個人事業主を含む）

事業承継後の会社名・代表者名で交付申請を行ってください。

【補助金交付申請額について】

補助金交付申請額は以下です。

類型	補助率	補助金額の範囲
事業所の廃止・既存事業の廃止・ 集約を伴わない場合	3分の2以内	上限 200 万以内※
事業所の廃止・既存事業の廃止・ 集約を伴う場合		上限 300 万以内※

※下限額は経営革新等に要する費用と事業所の廃止等に要する費用をあわせて100万です。

※事業所の廃止等に要する費用のみで申請することはできません。

(2) 交付決定

事務局は、補助金交付申請書（様式第2）の内容を確認の上、補助金の交付予定額の決定（以下、「交付決定」という。）を行い、補助事業者に対し「交付決定通知書（様式第3）」により交付決定額を通知します。

① 補助事業の実施期間と補助対象となる経費の考え方

「交付決定通知書（様式第3）」に記載された交付決定日が補助事業の事業実施期間の開始日であり、交付決定日以降に発生（契約・発注）し、事業完了日までに支払いを終えた経費が補助対象となります。交付決定日より前に発生した経費及び支払った経費は補助対象となりません。

【補助事業における補助対象となる経費の可否判断例】

通常の調達の流れ（見積・発注・納品・検収・請求・支払）と補助対象となる経費の可否判断について、以下のとおり例示します。

可否	補助事業 実施期間 開始前	補助事業の事業実施期間		補助事業 実施期間 終了後
		交付決定日	事業完了日	
○		見積・発注・納品・検収・請求・支払		
○	見積	発注・納品・検収・請求・支払		
× (※1)	見積・発注	納品・検収・請求・支払		
×		見積・発注		納品・検収・請求・支払
× (※2)		見積・発注・納品・検収・請求		支払

「検収」…納品物が発注した内容に適合するか検査をする行為

- ※1 例外的に人件費、店舗等借入費、設備のリース・レンタル料について、交付決定日より前の契約であっても、補助事業の事業実施期間内の分の経費は補助対象とすることができます。ただし、この場合であっても、交付決定日より前に支払った経費は補助対象となりません。
- ※2 例外として、人件費については支払が補助事業の実施期間終了後であっても、事業実施期間中に発生し、かつ、当該経費の額が確定しているものであって、事業実施期間中に支払われていないことに相当な事由があると認められるものは、補助対象経費と認められる場合があります。この場合、支払いが完了した時点で速やかに事務局への報告を行い、確認を受けなければなりません。
- ※3 新たな取組を行うために発生する経費が補助対象となります。ただし、承継前に準備等で発生した経費は内容を鑑み、証拠書類等が確認できれば補助対象とします。この場合、速やかに事務局への報告を行い、確認を受けなければなりません。

② 同時期に他の公的（国（独立行政法人を含む。）又は地方自治体）な補助・助成事業等を実施する場合

補助事業者において、補助事業の実施期間と同時期に他の公的な補助・助成事業などを実施する場合には、当該補助事業等のテーマ名、期間、実施概要、従事者等について、補助金交付申請書の提出時までに事務局に対し、報告を行ってください。

また、補助事業の交付決定以降に、他の公的な補助・助成を受けることが決定した場合も速やかに事務局に報告を行ってください。

なお、同一の事業計画で同時期に、本補助金と国からの他の補助・助成を重複して受けることは認められませんので、どちらかを選択して頂くこととなります。ただし、地方自治体の補助金については、同一

費目についての利用でない場合に限り重複利用は可能です。

例： 地方自治体の補助金で家賃補助を受けている場合、事業承継補助金において家賃補助を受けることはできません。

3. 補助事業の事業実施期間

補助事業者は、補助事業の事業実施期間（事務局から通知を受けた交付決定通知書に記載された期間）において事業を実施し、その間に発生した補助対象経費が補助金の対象となります。

補助事業の事業実施期間中に、以下のような事由が生じた場合には、各所定の手続を行っていただく必要があります。

- ・ 事業承継が完了したとき
 - ・ 計画内容（経費含む）に変更が生じたとき
 - ・ 住所等が変更になったとき
 - ・ 認定経営革新等支援機関が変更になったとき
 - ・ 事業が期限内に終了しない見込みが生じたとき
 - ・ 止むを得ず事業を廃止せざるを得ない、採択通知及び補助金の交付を辞退するとき
 - ・ 補助事業の遂行状況を事務局が確認するとき
- (1) 計画変更申請・登録変更の手続きへ
(様式第4-1)
- (2) 事業完了の遅延（事故報告）へ
(様式第5)
- (3) 事業の廃止・辞退へ（様式第4-2）
- (4) 事務局から要請があった場合
遂行状況報告へ（様式第6）

(1) 計画変更申請・登録変更の手続き

変更手続きには、「計画変更申請」と「登録変更届」の2項目があります。

補助事業の遂行にあたり、経済的・効率的な理由等から計画内容の変更を希望する場合や事業承継が完了したとき、補助事業者の登録要件の変更があった場合は、事務局に対し速やかに変更手続きを行ってください。

【提出書類】

計画変更申請 又は 登録変更届 (様式第4-1・同一様式)

各添付書類

① 計画変更申請について

手続きを要する変更申請の内容について、次項の表をご確認ください。

特に計画変更申請は、事務局の承認を事前に得る必要があります。事務局の承認を得ずに申請内容の変更を行った場合、補助事業として認められません。計画変更申請の要否については、その都度、事務局までご相談いただき、発注前に変更申請及び承認を得るようにしてください。

計 画 変 更 申 請 が 可 能 な 事 項

<p>1. 計画内容の変更（事前に申請が必要）</p>	<p>変更申請が必要</p>	<p>1. 補助事業の計画内容の変更がある場合 必要添付資料／変更後の事業計画書（応募書類の様式2）及び理由書等 ※事業完了の遅延の場合はP12を参照</p> <p>2. 補助事業期間を短縮する場合 必要添付資料／理由書、変更前・変更後が対比できるスケジュール等</p> <p>3. 応募時に申告した事業承継の形態に変更がある場合 例： 個人事業主から法人を設立し事業を承継する等 必要添付資料／事業計画書（応募書類の様式2に変更を反映したもの）、理由書等</p> <p>4. 経費の配分に大幅な変更が生じた場合 交付決定を受けた申請事業の経費明細（様式第2別紙）について、 イ) 交付決定時の「(1)補助対象経費」の総額を実績が上回る場合 （ただし、補助金額の上限については、交付決定時の額が上限となります。） 必要添付資料／変更後の申請事業の経費明細（様式第2別紙）、理由書等 ロ) 実績額が交付決定時の「(1)補助対象経費」の総額の範囲内であるが、「I人件費」、「II事業費」及び「III委託費」の相互間で、補助対象経費のいずれか低い方の10%を超えて流用を行う場合 必要添付資料／変更後の申請事業の経費明細（様式第2別紙）、理由書等 ハ) 「(1)補助対象経費」欄には経費を計上し、「(2)(1)のうち交付決定額の算出に用いる経費」欄は、未計上（ゼロ円）であった費目について、新たに経費を計上する場合 必要添付資料／変更後の申請事業の経費明細（様式第2別紙）、理由書等</p>
<p>変更申請が不要</p>	<p>変更申請が不要</p>	<p>1. 経費の配分に軽微な変更が生じた場合 交付決定を受けた申請事業の経費明細（様式第2別紙）について、 ニ) 実績額が交付決定時の「(1)補助対象経費」の総額の範囲内であって、「I人件費」、「II事業費」及び「III委託費」の相互間で、補助対象経費のいずれか低い方の10%の範囲内で流用を行う場合 （「I人件費」、「II事業費」及び「III委託費」の内、未計上（ゼロ円）の費目については、流用を行うことはできません。） ホ) 交付決定時の「(1)補助対象経費」の金額が計上されている「I人件費」、「II事業費」及び「III委託費」の内部の経費費目間で流用を行う場合 （この場合もゼロ円の経費費目への増額はできません。）</p> <p>2. 採択を受けた事業計画に影響がない軽微な変更が生じた場合</p>

計 画 変 更 申 請 が で き な い 事 項

<p>1. ゼロ円で交付決定を受けた経費の新たな計上 「申請事業の経費明細(様式第2別紙)」の経費区分の各費目について、「(1)補助対象経費」をゼロ円で記入し交付決定を受けた場合、事業実施の過程で経費が発生したとしても、金額を計上することはできません。 (事業計画に則した経費のうち、何を補助対象経費に計上するか、十分に検討した上で交付申請を行ってください。)</p> <p>2. 補助金交付決定額の増額</p>
--

- 補助事業の内容に著しい変更（交付申請に添付した事業計画に記載していない内容の実施、補助事業の事業実施期間の変更など）が生じる場合は、必ず事前に事務局にご相談ください。
- 変更内容によっては、補助対象とならない、承認できない場合があります。

② 登録変更について

登 録 変 更 事 項	
（ 2 事 業 後 登 録 届 出 件 で の 可 変 更 ）	<p>1. 事業を承継したとき</p> <p>個人事業主が事業を承継した場合の添付資料</p> <p>① 承継前事業者の廃業届または一部廃業届 ② 承継後事業者の開業届（写し）</p> <p>法人が事業を承継した場合の添付資料</p> <p>① 承継前事業者が事業を廃止したことがわかる資料（該当する場合） ② 承継後の法人が事業を承継したことがわかる資料（必須） 例：定款、事業譲渡契約等 ③ 履歴事項全部証明書（発行から3か月以内の原本）</p>
	<p>2. 住所・商号・屋号の変更（表示変更も含む）</p> <p>個人事業主の添付資料</p> <p>税務署に申告した所得税・消費税の納税地の移動に関する届出書等（写し※1）</p> <p>法人の添付資料</p> <p>履歴事項全部証明書（発行から3か月以内の原本）</p>
3. 支 援 機 関 の 変 更 認 定 経 営 革 新 等	<p>3. 認定経営革新等支援機関を変更した場合</p> <p>個人事業主・法人の添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更後の認定市区町村又は認定連携支援事業者による特定創業支援事業に係る確認書（原本） ・理由書

※1 電子申請の場合は、メール詳細（受信通知）を受付印の代用とすることが可能です。

(2) 事業完了の遅延

補助事業者には、交付決定通知書に記載された補助事業の事業実施期間内に事業を完了していただきます。止むを得ない理由により、当初予定をしていた事業完了日を超える程の事業実施の遅延の可能性が生じた場合は、事務局に対し速やかに進捗状況を「事故報告書（様式第5）」により報告し、指示を受けてください。

なお、事業完了予定日を過ぎた後の延長手続き及び平成29年12月31日を超える延長は、できませんのでご注意ください。

【提出書類】

事故報告書（様式第5）

補助事業スケジュール表（変更前・変更後。任意書式）

(3) 事業の廃止・辞退

補助事業者において、補助事業の事業実施期間中に事業の遂行が困難になり、中止せざるを得ない状況が発生した場合および、採択通知書を受領した申請者・交付決定通知書を受領した申請者が補助金の交付について辞退しようとする時、「事業の廃止承認申請書（様式第4-2）」を提出していただきます。

事務局にて廃止・辞退の理由及び内容等の妥当性を考慮し、廃止の承認を行います。なお、事業廃止の承認を受けた場合、補助金の交付は行いませんので、ご注意ください。

【提出書類】

事業の廃止承認申請書（様式第4-2）

廃止の理由を説明する資料（任意書式）

(4) 遂行状況報告

補助事業の事業実施期間中に、必要に応じて事務局が要求した場合「遂行状況報告書（様式第6）」を提出していただきます。提出時期、期限等は適宜連絡いたします。

4. 補助事業の完了

(1) 事業実績報告

補助事業者が事業を完了した際には、「事業実績報告書（様式第7）」を提出していただきます。

【提出書類】

①事業実績報告書（様式第7）
②事業実施概要報告書（様式第7別紙1）
③補助対象経費総括表（様式第7別紙2）
④補助対象経費の費目別資料
a)費目別内訳表（様式第7別紙3）
b)費目別に必要となる証拠書類等（写し） 必要となる証拠書類は、本書P20以降の『Ⅱ.経理処理について 3.補助対象となる経費費目の内容及び注意事項について』をご覧ください。
⑤検査チェックシート

※以下は必要な場合のみ

（事務局へ未提出の方）
補助対象経費とする人件費（様式第7別紙4）
出張旅費明細書（兼 出張報告書）（様式第7別紙5）
取得財産等管理明細表（様式第12）
人件費対象者別計算結果表

【提出期限】

事業完了予定日から30日以内

提出方法は追ってご連絡いたします。

- ・事業実績報告書は、交付すべき補助金の額を確定する根拠となる重要な資料ですので、適正に作成ください。
- ・提出書類に不備や提出漏れがあった場合、事務局から修正や追加の資料提出依頼を行います。修正や追加の資料提出がない場合、経費対象として認められませんので、速やかに対応をお願いいたします。
- ・事業実績報告書、証拠書類等を前記の【提出期限】までに提出がない場合は、交付決定の取り消しになりますのでご注意ください。
- ・事業実績報告書の提出後、補助金の交付までは3ヶ月程度の期間を要します。

① 事業実績報告書（様式 7）

記入の際の注意事項として、以下をご参照ください。

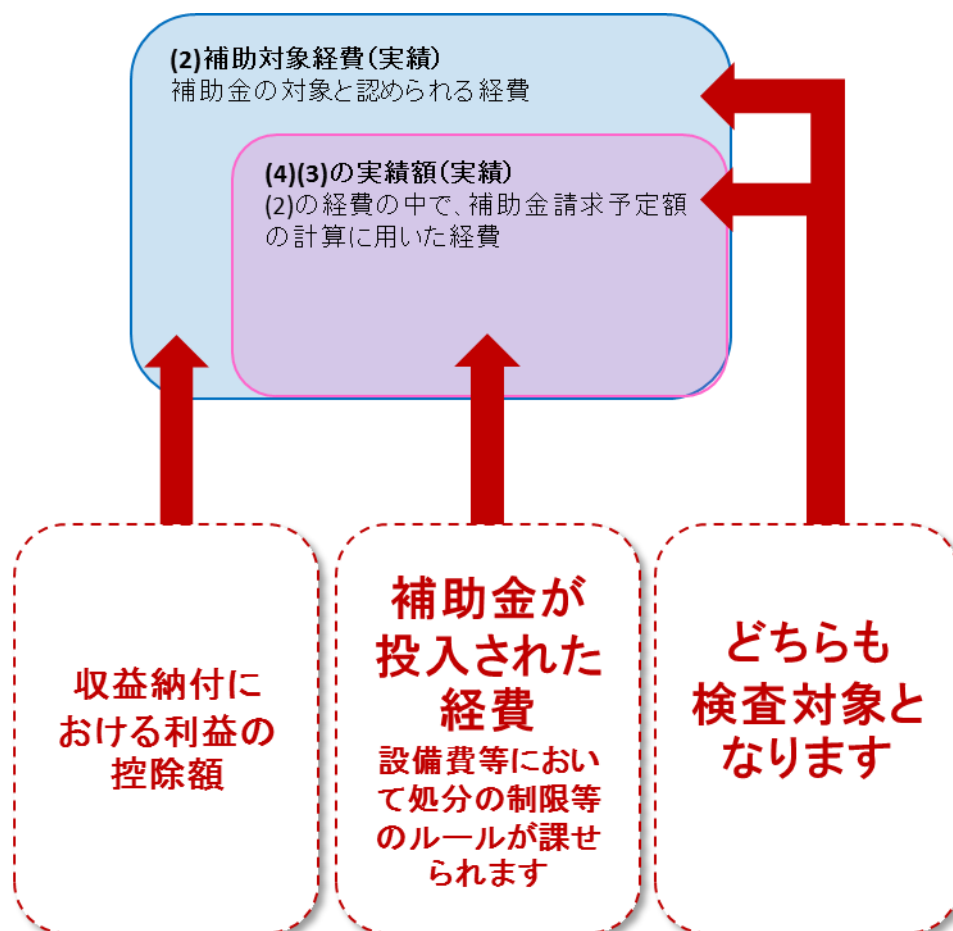
- ・ 補助事業者名：個人事業主の場合は屋号名・個人名
法人の場合は社名・役職・代表者名で申請してください。

② 事業実施概要報告書（様式第 7・別紙 1）

補助事業期間中に行った補助事業の報告をできるだけ具体的に記載してください。

③ 補助対象経費総括表（様式第 7・別紙 2）

- ・ 「(2) 補助対象経費」は、補助事業期間中の実績額を記載してください。この補助対象経費に記載した額の合計額が、収益納付額算出時の控除額となります。
- ・ 「(4) (3) の実績額」は、「(2) 補助対象経費」の範囲内で実績額を記載してください。この実績額に記載した経費は、設備等において処分等について制限が課せられます。



【取得財産の善管注意義務について】

補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に沿って、その効率的運用を図らなければなりません。

補助金により取得した設備等にはシール等を貼り、適切に管理を行わなければなりません

(例：平成29年度事業承継補助金購入設備)

	税抜金額	法令に基づいた管理	事業承継補助金の補助対象経費としてのルール					
			証拠書類としての写真※3	シールの貼付	善管注意義務※1	取得財産等管理台帳で管理(様式第11)	取得財産等管理明細表で管理(様式第12)	処分の制限※2
(2) 補助対象経費 (実績)	50万円以上	必要	必要	必要	必要	必要	—	—
	50万円未満					—	—	—
(4) (3)の実績額 (実績)	50万円以上					必要	必要	対象
	50万円未満					必要	必要	—

④ 補助対象経費の費目別資料

- ・ 計上する各費目の費目別内訳表（様式第7・別紙3）を支出日の順番で記載してください。
費目別内訳表の順場に沿って証拠書類をまとめてください。

⑤ 検査チェックシート

各費目に合わせて必ず自己点検を行い、点検済みの検査チェックシートを検査資料と合わせて提出してください。

(2) 補助金額の確定

事業実績報告書、証拠書類等を検査の上、補助金額の確定を行います。

事務局は、補助事業で使用された経費の内容が、交付決定の内容に適合するか否かを審査し、適合すると認めたものについて、交付すべき補助金額を確定します。

確定金額は、「補助金確定通知書（様式第8）」により事務局から補助事業者へ通知をします。なお、確定金額は、交付決定額の範囲内で1円未満切り捨ての額になります。

※ 事業実績報告書（様式第7）等を確認した結果、事務局が不適切と判断したものは補助の対象となりません。

(3) 補助金の交付

事務局は、補助金確定通知書（様式第8）に記載された確定金額に基づいて、「補助金交付請求書（様式第9）」を作成し、補助事業者へ送付します。補助事業者は請求書に記載された金額に相違がないことを確認の上、押印をして事務局に請求書を送付します。

事務局は、請求書に記入された補助事業者が指定する振込先に補助金を振り込みます。

【提出書類】

補助金交付請求書（様式第9）

※ 補助金額の確定及び交付を行った後においても、経理処理等において補助事業者に瑕疵（交付対象に係る全ての事象に関し、善意悪意を問わず何らかの不備、欠陥）が発覚した場合、補助金の一部又は全部の返還を求める場合があります。

5. 補助事業終了後の義務・手続き等

本補助金の交付を受けた補助事業者には、補助事業の事業実施期間中のみでなく、事業終了後においても、以下に定めるとおり、事業の成果等において一定の管理・報告等の義務が生じます。

(1) 取得財産の管理

補助事業において取得した財産については、金額の大小にかかわらず、善良なる管理者の注意をもって適切に管理する義務を負います。加えて、取得価格が1件あたり50万円（消費税抜き）以上の取得財産については、補助事業終了後も一定期間において、その処分等につき事務局の承認を受けなければなりません。

① 管理台帳の整備

取得財産（取得価格が1件あたり50万円（消費税抜き）以上のもの）の内容について、「取得財産等管理台帳（様式第11）」を備え、補助事業者が管理をおこないます。

尚、取得価格に係らず「取得財産等管理明細表（様式第12）」を作成し、事務局へ報告をしていただきます。

② 財産処分の制限

取得価格が1件あたり50万円（消費税抜き）以上の取得財産については、補助事業終了後一定期間（※1）において、取得財産の処分（※2）を行う場合、「取得財産等処分承認申請書（様式第13）」を提出し、事前に事務局の承認を受けなければなりません。

なお、取得財産の処分を行い収入があった時は、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を事務局に納付していただく場合もあります。

※1 一定期間・・・取得財産ごとに、以下の省令で定める期間によります。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」

（昭和40年3月31日付大蔵省令第15号）

※2 処分・・・補助金の交付の目的以外に使用すること。他の者に貸し付けもしくは譲り渡す、他の物件と交換する、債務の担保に供する、廃棄する等。

(2) 事業化状況及び収益状況の報告

補助事業者は補助事業が終了した後、以下に定めるとおり事務局に対し「事業化等状況報告書（様式第14）」により補助事業の成果を報告していただく必要があります。

[提出期間]・・・補助事業の完了した日の属する自らの事業年度終了の日から5年間

[報告時期]・・・自らの事業年度終了の日から3ヶ月以内

【提出書類】

事業化等状況報告書（様式第14）
（報告期間の）決算書（写し）
税務申告書控（写し）

例) 以下を前提とした場合の提出時期等

事業形態	法人
補助事業の事業実施期間	平成29年8月～平成29年11月
補助事業者の事業年度末	3月末

1回目：平成29年8月～平成30年3月までの事業化状況を
平成30年6月末までに報告

※添付資料：当該期決算書・税務申告書

2回目：平成30年4月～平成31年3月までの事業化状況を
平成31年6月末までに報告

※添付資料：当該期決算書・税務申告書

：

：

5回目：平成34年4月～平成35年3月までの事業化状況を
平成35年6月末までに報告

※添付資料：当該期決算書・税務申告書

(3) 収益納付

「事業化等状況報告書（様式第14）2.（3）収益状況」により、補助事業について、一定以上の収益が生じた場合、交付した補助金の全部又は一部を事務局に納付していただく場合があります。

収益納付の計算式については、「事業化等状況報告書（様式14）2.（3）収益状況」にある計算式を参照ください。

(4) 証拠書類等の保存

補助事業者は、補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類等を、補助事業の完了した日の属する事務局の会計年度の終了の日から5年間、管理・保存していただく義務を負います（平成35年3月迄）。

また、前ページ5.（2）の事業化状況及び収益状況の報告を行った場合、当該報告の内容の証拠となる書類について、当該報告を行った日から5年間、管理・保存していただく義務を負います。

(5) 事業者の登録要件の変更通知

補助事業完了後であっても、事業化等状況報告の提出義務期間中（事業完了後5年間）は、登録要件に変更が生じた際、事務局に変更内容を届け出てください。

計画変更申請・登録変更届（様式第4-1）

※手続きに応じ、以下の書類を添付

変更申請事由 (事前に申請が必要)	事業計画に著しい変更が生じた場合 ・ 補助事業の内容に著しい変更 ・ 代表者の変更 (※) 等
届出事由 (事後の届出で可)	登録(形式)要件の変更が生じた場合 ・ 住所の変更(表示変更も含む) ・ 組織変更、商号の変更 等

※ 補助事業終了後であっても代表者の変更は原則、認められません。
想定外の事態が生じた場合は、事務局に事前にご相談ください。

(6) 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

「消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第10）」について、補助金の額の確定の際の補助対象経費から消費税額及び地方消費税額を減額している場合は、提出いただく必要はありません。

何らかの事情で補助対象経費から消費税額及び地方消費税額を減額していない場合は、同税額が確定した後、速やかに「消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第10）」により事務局に報告してください。

(7) 産業財産権等の取得等に伴う届出書

補助事業に基づく発明や考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を出願または取得した場合や、それを譲渡、若しくは実施権を設定した場合は「産業財産権等取得等届出書（様式第15）」を、補助事業期間および補助事業の完了した日の属する自らの事業年度終了の日から5年間は事務局に届け出なければなりません。

6. 関係書類の整理

有効かつ効率的な経理処理を実施するための前提として、補助事業の開始、実施状況等に係る関係書類が整理されていることが必要です。

また、関係書類の適切な整理は、本書P44以降に後述する『Ⅲ. 検査』における迅速性及び適正性にもつながります。

具体的には、以下の整理をお願いします。

- ・ 関係書類（以下【補助事業者にて保管する主な関係書類】参照）を時系列に整理の上、ファイルで保管してください。（指定ファイル：A4・2穴のハードタイプ 5cm～10cm）整理・保管状況について事務局から指導された場合には、指導内容を記録するとともに、指導に従い整理・保管してください。

【補助事業者にて保管する主な関係書類】

- ・ 応募書類一式（事業計画書様式1及び様式2、確認書（※1）、補足資料）（写）
- ・ 採択通知書（様式第1-1）（原本）
- ・ 補助金交付申請書（様式第2）及び添付書類一式（写）
- ・ 交付決定通知書（様式第3）（原本）
- ・ 計画変更申請（様式第4-1）（写、該当する場合）、計画変更承認通知（原本、該当する場合）
- ・ 登録変更届（様式第4-1）（写、該当する場合）
- ・ 事業実績報告書（写）（証拠書類等の添付書類（原本）一式を含む。）

----- 〈以下、確定検査以降の書類です。〉 -----

- ・ 補助金確定通知書（様式第8）（原本）
- ・ 補助金交付請求書（様式第9）（写）
- ・ 取得財産等管理台帳（様式第11）（原本、該当する場合）
- ・ 取得財産等管理明細表（様式第12）（写、該当する場合）
- ・ 取得財産等処分承認申請書（様式第13）（写、該当する場合）・承認通知（原本、該当する場合）
- ・ 事業化等状況報告書（様式第14）（写、補助事業終了後5年間の報告義務あり）
等

※1 認定経営革新等支援機関の確認書

【 Ⅱ. 経理処理について 】

1. 一般的注意事項

ここでは、補助事業の経理処理を行う上での一般的な規定や注意事項等を説明します。

(1) 補助対象経費の費目

補助事業において、事業を実施するために必要な経費で、事務局が必要かつ適切と認めたものが補助対象経費となります。

補助対象経費は、以下の費目に分類されます（各費目の内容は本書P26～42をご覧ください。）。

I 人件費	
1. 人件費	7. 旅費
	8. マーケティング調査費
II 事業費	9. 広報費
1. 本補助事業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費	10. 会場借料
2. 店舗等借入費	11. 外注費
3. 設備費	12. 在庫処分費（自己所有物）
4. 原材料費	13. 解体費及び処分費（自己所有物）
5. 知的財産権等関連経費	14. 原状回復費（借用物）
6. 謝金	III 委託費
	1. 委託費

(2) 補助対象経費の要件

- ・ 以下①～③の条件をすべて満たす経費である必要があります。

- | |
|---|
| ① 使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 |
| ② 交付決定通知書に記載された事業開始日（交付決定日）以降の契約・発注により発生する経費（※） |
| ③ 新たな取組を行うために発生する経費 |
| ④ 証拠書類によって金額・支払等が確認できる経費 |

※事業開始日より前に発生している経費は補助対象となりません。ただし、人件費、店舗等借入費、設備のリース・レンタル料については、例外的に交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以降の分の経費を補助対象とすることができます。なお、この場合であっても、交付決定日より前に支払った経費は補助対象となりません。

- ・ 経費の支払いについては、原則として補助事業の事業完了日までに完了する必要があります。

可否	補助事業 実施期間 開始前	補助事業の事業実施期間		補助事業 実施期間 終了後
		交付決定日	事業完了日	
○		見積・発注・納品・検収・請求・支払		
○	見積	発注・納品・検収・請求・支払		
×(※1)	見積・発注	納品・検収・請求・支払		
×		見積・発注	納品・検収・請求・支払	
×(※2)		見積・発注・納品・検収・請求	支払	

「検収」・・・納品物が発注した内容に適合するか検査をする行為

※1 例外的に人件費、店舗等借入費、設備のリース・レンタル料について、交付決定日より前の契約であっても、補助事業の事業実施期間内の分の経費は補助対象とすることができます。ただし、この場合であっても、交付決定日より前に支払った経費は補助対象となりません。

※2 例外として、人件費については支払が補助事業の実施期間終了後であっても、事業実施期間中に発生し、かつ、当該経費の額が確定しているものであって、事業実施期間中に支払われていないことに相当な事由があると認められるものは、補助対象経費と認められる場合があります。この場合、支払いが完了した時点で速やかに事務局への報告を行い、確認を受けなければなりません。

- ・ 基本的に、見積、発注、納品、検収、請求、支払といった流れで調達・精算を行い、流れに沿った証拠書類を整理する必要があります。必要となる証拠書類の詳細は、本書P23以降の『2. 証拠書類のファイリング』『3. 補助対象となる経費費目の内容及び注意事項について』をご確認ください。
- ・ 交付決定された「申請事業の経費明細（様式第2別紙）」に記載された経費である必要があります。当初予定していなかった経費の発生が見込まれる場合は、必ず事前に事務局にご相談下さい。経費明細の変更を行う場合は、所定の手続により事務局の承認が必要です(変更の手続きについては、本書P9をご覧ください)。
- ・ 確定検査等を受けるための費用や、事業終了後における事業実績報告書作成費用、金融機関に対する振込手数料及び為替差損等は補助対象とはなりません(振込手数料を取引先が負担した場合、その金額分の値引きがあったものとみなし、値引き後の額を補助対象とします)。
- ・ 経費の支払いは、原則銀行振り込みとなります。手形・小切手による支払いについては認められません。ただし、経理処理等の都合上、現金、クレジットカードによる支払いも可としますが、支払いの事実が証明出来ない場合は補助対象となりません。
以下の支払い方法についても、補助対象となりませんのでご注意ください。
 - ① 相殺など金銭の支出が伴わないもの
 - ② 備品等の割賦購入及びクレジットカードの分割払いで所有権が補助事業期間中に移転しないもの(所有権が留保された状態は補助対象となりません)
 - ③ 旅費等の立替払いで補助事業期間中に経理処理を終えていないもの
 - ④ 仮想通貨での支払い
- ・ 海外の事業者からの設備の調達、海外の事業者への委託、海外出張等については、円建てで契約等し

ていただくことが望ましいですが、やむを得ず対応できない場合は、支払い時の為替レート（クレジットカードでの支払いの場合は、カード会社が発行する「カードご利用代金明細書」に記載されたレート）を適用することになります。支払時のレート（適用レートはT T S）を証する書類を整備してください。

また、当該契約等については、日本語版をご用意いただくことが望ましいですが、やむを得ず対応できない場合には、当該契約等の概要を日本語で作成したものを補助事業者にてご用意ください。

- ・ 補助対象経費からは、消費税額及び地方消費税額を減額する必要があります。
- ・ 経費の算出過程において1円未満の端数が生じる場合は、切捨てによる経費計上となります。
- ・ 人件費、店舗等借入費、設備リース費において、交付決定日の属する月が1箇月に満たない場合は、日割り計算を行う必要があります。日割り計算については、以下のいずれかの方法で行ってください。事業完了日の属する月が1箇月に満たない場合も同様です。
 - ① 当該契約書に日割り計算に係る規定がある場合、当該規定に従い、計算した額
 - ② 当該契約書に日割り計算に係る規定がない場合、1箇月を30日として日割り計算した額（端数処理は上記の通り）

（3）経理処理の証拠書類の整理・保管について

- ・ 本事業に要した経費については、他の経理と混同しないよう、入出金を日々記載・記帳し、その出納を明らかにしてください。
- ・ 本事業に係る帳簿・伝票等には、全て印やテプラ（例：29年度事業承継補助金など）等により他業務と区別できる表示を行い、保管してください。
- ・ また、補助事業に係る全ての証拠書類を、費目別・物件別に整理し保管してください。保管期間は、事業の完了した日の属する事務局の会計年度終了の日から5年間です。

【保存期間の例】

事業実施期間が平成29年8月～平成29年12月の場合

保存期間：平成35年3月まで

- ・ なお、補助事業の事業実施期間終了後においても、「事業化等状況報告書（様式第14）」の報告をした場合、その証拠となる書類を、当該報告を行った日から5年間管理保存してください。

2. 証拠書類のファイリング

(1) 証拠書類について

補助金には、透明性、客観性、適切な経理処理が要求されます。見積、発注、納品、検収、請求、支払といった流れで調達を行い、適切な経理処理の証拠となる書類を整理してください。

証拠書類が確認できない場合は、補助対象とすることができませんのでご注意ください。

【基本的な証拠書類】

- ① 見積依頼書（控）・カタログ等
- ② 見積書
- ③ 発注書（控）又は契約書
- ④ 納品書・検収
- ⑤ 請求書
- ⑥ 支払確認が可能な資料
- ⑦ 写真

※補助事業の事業実施期間内の調達かどうかの確認を行いますので、上記の証拠書類には、日付の記載が必要です。

※口頭で締結した契約等でも書類は必要です。

(2) 証拠書類に関する注意事項

- ① 見積依頼書（控）・カタログ等

見積りを依頼した際の仕様が分かるものを整備してください。

- ② 見積書

見積書は必ず取ってください。

1件50万円以上（消費税抜き）の支払いを要するものについては、2者以上の相見積が必要です。止むを得ず相見積を取ることができない場合は、選定理由書（任意書式）を作成してください。

なお、1件50万円未満でも、可能な範囲で相見積を取るようになしてください。

- ③ 発注書（控）又は契約書

補助事業の事業実施期間内の発注であることを確認するため、発注日が確認できる書類が必要です。

インターネットやメール等により注文を行い、発注書が取れない場合には、発注書に代わるもの（電子媒体等を印刷したもの）をご用意ください。

※該当する箇所に印をつけてください。

- ④ 納品書・検収

納品物が発注した内容と適合するかどうか必ず確認してください（検収）。

検収記録として、検収日を記載し、検収担当者が押印してください（検収書の整備でも可）。

- ⑤ 請求書

発行を受けてください。

⑥ 支払確認が可能な書類等

取引先への支払は、補助事業者の名義で行ってください。

支払の確認のために、具体的に必要となる資料は、以下の **経費の支払いについて** をご覧ください。

※量販店やホームセンター等で調達を行う場合も、カタログ等の仕様が確認できるものや見積書は必要ですので、忘れず発行を受け保管してください。必要書類等が発行できない店舗等からの調達は避けてください。

⑦ 写真（以下の写真を添付してください。）

- ・ 店舗等借入費を計上する場合、事務所や店舗の概要が分かるもの。
- ・ 設備費で物を購入する場合やリース・レンタルをする場合、その購入した物の写真（使用していることが分かるように設置されている状態のもの。）
- ・ 補助対象経費総括表（様式第7別紙2）「(3)交付決定額の算出に用いた経費」で購入したものについて、シールを貼って事業承継補助金の対象設備であることを明示し、他の設備等と区別して管理していることがわかるもの。（例：**29年度事業承継補助金購入設備**）
- ・ 工事費を計上する場合は施工した工事の概要が分かるもの（工事前、工事中、工事後）。
- ・ 原材料を購入してサンプル品・試供品を製作する場合はそのサンプル品・試供品の写真（作成前・作成後）。
- ・ 物品の製作を外注する場合、製作した物の写真。
- ・ 展示会への出展費用を計上する場合、出展模様が分かるもの。
- ・ 上記以外で、物品等を補助対象経費で購入・製作等した場合等。

経費の支払いについて

支払方法は、原則銀行振り込みとなります。経理処理等の都合上、現金、クレジットカードによる支払いも可としますが、支払いの事実が証明出来る資料が必要です。やむを得ず、現金、クレジットカードによる支払いを行う場合は、必ず証明出来る資料を保管してください。

支払い方法別の「支払確認が可能な資料」の例は、以下のとおりです。

※支払方法により、必要書類をすべて揃えてください。

※銀行口座は、補助事業用とプライベート用を分けて管理してください。

(イ) 銀行振込の場合

1) 銀行振込受領書等

※銀行振込受領書、銀行利用明細書、インターネットバンキングによる振込を証明できる画面を印刷したもの等。支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしてください。

2) 通帳のコピー

※表紙、口座名義が印字されているページ、支払該当部分のコピー3種類

(ロ) 口座自動振替（口座引落し）の場合

1) 通帳のコピー

※表紙、口座名義が印字されているページ、支払該当部分のコピー3種類

2) 口座自動振替（口座引落し）開始のお知らせハガキ等

(ハ) 現金払いの場合

1) 領収証（法人の場合は宛名が法人名のもの。金額の内訳が明記されているもの。）

※消費税が含まれているかどうか領収証に明記してください。消費税額分は補助対象外となります
※金額の内訳が明記されていない場合、レシート等で内訳が分かるものを添付してください。

見積書や納品書で内訳が確認できれば、レシート等の添付は不要です。

※旅費において、在来線等切符の領収書がない場合は、駅すばあとなど運賃が確認できる画面コピー・書類を準備してください。

2) 小口現金出納帳

3) 通帳のコピー

※小口現金出納帳の受入に関する記録と照合します。

※表紙、口座名義が印字されているページ、支払該当部分のコピー3種類

(二) クレジット払いの場合

1) 領収証(法人の場合は宛名が法人名のもの。クレジット払いであること及び金額の内訳が明記されているもの。)

※消費税が含まれているかどうか領収証に明記してください。消費税額分は補助対象外となります。

※金額の内訳が明記されていない場合、レシート等で内訳が分かるものを添付してください。見積書や納品書で内訳が確認できれば、レシート等の添付は不要です。

2) カード会社発行の「カードご利用代金明細書」

※インターネットによる明細を印刷したもので構いません。

3) クレジットカード決済口座の通帳の該当部分

※口座からの引き落としが補助事業期間内に完了している必要があります。

(ホ) 立替払いの場合

1) 購入先への支払いが確認できる資料(支払方法によって上記を参照ください。)

2) 立替払いを行った者と法人(個人事業主)が精算を行ったことが確認できる資料(支払方法によって上記を参照ください。)

※購入した物品が補助事業場所へ納品され、検収も行われていることが前提です。

※会社が精算をした日が経費を支払った日となります。

(ヘ) 一括払いの場合

店舗等借入費、設備費(リース)、広報費などで、交付決定日以降に年間一括払いを行う場合は、補助対象期間内に支払・納品・検収がされた分だけが対象となります。

※補助対象期間より前に契約し、支払いが期間中であつたとしてもその経費は対象外になります。(ただし、契約日(発注日)についてはそれぞれの費目の規定に従ってください。)

(ト) 分割払いの場合

高額な経費(例:工事費、Webサイト構築費等)を数回に分けて支払う場合は、以下の点について注意してください。

① 契約(又は発注)が補助事業期間であること

※補助事業期間より前に契約をし、期間中に支払いをした場合は対象外になります。

② 補助対象期間に支払・納品・検収が完了していること

※クレジットカードの分割払いの場合は、すべての支払いの引き落としが補助期間中でなければなりません。

3. 補助対象となる経費費目の内容及び注意事項について

ここでは、補助対象となる各経費費目について、募集要項上の記載内容、証拠書類及び注意事項等を説明します。

証拠書類については、基本的なものを説明しています。以下の①～④のことが遵守されているか確認を行います。

- ① 当該補助事業の新たな取組の遂行のために必要な経費か。
- ② 当該補助事業期間中に発生、かつ支払いが行われているか。
- ③ 法令や内部規程等に照らして適正か。
- ④ 経済性や効率性を考慮して経費を使用しているか。

I 人件費

(1) 人件費

補助対象となる経費・ならない経費の例示

【対象となる経費】

- ・ 本補助事業に直接従事する従業員（パート、アルバイトを含む。補助事業の実施のために必要となる交付決定日より前に雇用した者を含む。）←本書では以下「事業従事者」という。に対する給与（賞与・諸手当を含む。）、賃金

※日本国外で従事する従業員については、国内の事務所等と直接雇用契約を締結した邦人に限る。

※補助対象となる金額は、1人当たり月額35万円が限度（パート、アルバイトは1人当たり月額8千円が限度）となります。

【対象とならない経費の一部】

- ・ 法人の場合は、代表者及び役員（監査役、会計参与を含む）の人件費
- ・ 組合の場合は、役員及び組合員の人件費
- ・ 個人事業主の場合は、本人及び個人事業主と生計を一にする三親等以内の親族の人件費
- ・ 雇用主が負担する社会保険料、労働保険料等の法定福利費
- ・ 食事手当、レクリエーション手当等の飲食、娯楽に当たる手当
- ・ 通勤手当や交通費に含まれる消費税及び地方消費税相当額
- ・ 補助事業の実施のために交付決定日より前に雇用している者がいる場合、交付決定日より前に支払った給与、賃金

「人件費」に関する証拠書類

- ◆補助対象経費とする人件費（様式第7別紙4）
- ◆事業従事者の組織図（体制図）（様式第7別紙4の添付資料）
※補助対象以外の事業従事者、退職者もすべて記入
- ◆雇用契約書（アルバイト等の場合：就業条件（日給・時給・勤務場所等）の確認可能なもの）（各従業員ごと）
- ◆出勤簿又はタイムカード等の被雇用者の労働時間が確認可能な資料（各従業員ごと）
- ◆賃金台帳又は給与明細（各従業員ごと）
- ◆人件費対象者別計算結果表（各従業員ごと）
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）

【補足説明】

◎ 補助対象の範囲

- ① 補助対象となるものは、事業従事者に支払われた給与（基本給、諸手当、賞与）、賃金です。交付決定日以降に雇用した事業従事者を対象としますが、例外的に交付決定日より前に雇用している事業従事者についても、交付決定日以降の給与・賃金は対象とします。

（定義）

a) 事業従事者の対象範囲

- ・ 日本国内で雇用される事業従事者
- ・ 日本国外で雇用される事業従事者については、国内の事務所等と直接雇用契約を締結した邦人に限る。

b) 諸手当

- ・ 職務手当、扶養手当、精皆勤手当、通勤手当（消費税及び地方消費税相当額を除く。）、住宅手当、時間外勤務手当等の補助事業者において雇用契約書や就業規則等で規定されている各種手当に当たるもの

※対象とならない手当…

食事手当、レクリエーション手当など「飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用」とみなされるもの

c) 賞与

- ・ 算定根拠に係らず、補助事業期間内に支払われた賞与全額が対象となります。

◎ 補助事業期間中の1人当たりの補助対象経費となる人件費の計算方法

計算式は、以下のとおりですが、人件費対象者別計算結果表で一人ずつ算出し、その計算結果表を証拠書類として添付してください。

$$A = (\text{補助事業期間内の総給与支給額 (対象とならない手当を除く。)} \\ + \text{賞与支給額}) \times \text{従事割合 (※)}$$
$$B = 1 \text{人当たりの限度額 (従業員月額35万円、パート・アルバイト日額8千円)} \\ \times \text{補助事業期間内の補助事業に従事した期間}$$

$A \geq B$ の場合… Bの額が補助事業期間中の補助対象経費となります。

$A < B$ の場合… Aの額が補助事業期間中の補助対象経費となります。

※従事割合について

「補助対象経費とする人件費（様式第7別紙4）」に記載する「補助事業の従事割合」を用いてください。「補助事業の従事割合」に記載する比率については、計算式及び計算の根拠となる資料（事業従事者の業務内容が分かるもの、補助事業に係る業務とそれ以外の業務に従事した頻度が分かるもの等）を用意してください。

Ⅱ 事業費

(1) 本補助事業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費

補助対象となる経費・ならない経費の例示

【対象となる経費】

- ・ 国内での開業、法人設立、既存事業部門の廃止に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費
※作成経費内に下記のものが含まれている場合は、除外すること。

【対象とならない経費の一部】

- ・ 商号の登記、会社設立登記・廃業登記・登記事項変更等に係る登録免許税
- ・ 定款認証料、収入印紙代
- ・ その他官公署へ対する各種証明類取得費用（印鑑証明等）

「本補助事業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費」に関する証拠書類

- ◆見積書
- ◆契約書又は発注書（控）
- ◆納品書・検収
- ◆請求書
- ◆成果物
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）

<注意事項>

- ・ 交付決定日より前に契約・発注を行った業務は対象となりません。

(2) 店舗等借入費

補助対象となる経費・ならない経費の例示

【対象となる経費】

- ・ 国内の店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費
- ・ 国内の店舗・事務所・駐車場の借入に伴う仲介手数料
- ・ 住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専用部分に係る賃借料のみ
※間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。

【対象とならない経費の一部】

- ・ 店舗・事務所の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金等の一時金
- ・ 事業に直接関係のない店舗・事務所・駐車場（例：従業員専用の駐車場等）
- ・ 火災保険料、地震保険料
- ・ 本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等に係る店舗等借入費
- ・ 海外の店舗・事務所の賃貸借契約に係る賃借料・共益費、借入に伴う仲介手数料
- ・ 既に借用している場合は、交付決定日より前に支払った賃借料
- ・ 第三者に貸す部屋等の賃借料

「店舗等借入費」に関する証拠書類

- ◆賃貸借契約書
- ◆図面
- ◆請求書
- ◆写真（物件の全容と事業の様子が分かるもの）
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）

<注意事項>

- ・ 交付決定日以降に賃貸借契約を締結した店舗等を対象としますが、例外的に交付決定日より前に賃貸借契約を締結した店舗等についても、交付決定日以降の分は対象とします。ただし、この場合であっても、交付決定日以前に支払った経費は補助対象となりません。
- ・ 自己所有物件は補助対象外です。
- ・ 住宅兼店舗・事務所について、当該物件が賃貸物件の場合は、店舗・事務所専用部分に係る賃借料のみが対象となりますので、面積按分等の適切な方式で専用部分に係る賃借料の算出を行ったものを提出してください。
- ・ 賃貸しを受けている一部を事務所として使用する場合は、事務所とスペースが明確に区別されていることが証明できる写真を添付してください。

<専有部分の証明が不十分で補助対象外と判断されるケース>

以下のようなケースは補助対象としては認められません。

- ・ 自宅兼事務所としており、部屋のデスクの部分のみを仕事スペースとして使用するなど、自宅と事務所エリアの明確な区別がされていない。
- ・ 固定した仕切りなど物理的な独立性が十分担保されていないまま、他の事業者と同じ部屋・空間で事務所を使用し業務を行っている。

(3) 設備費

補助対象となる経費・ならない経費の例示

【対象となる経費】

- ・ 国内の店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用（住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専有部分に係るもののみ。間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限り。）

※間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合。

- ・ 国内で使用する機械装置・工具・器具・備品の調達費用
- ・ 事務所・店舗内で本補助事業実施にだけ使用する固定電話機、FAX機、複合機の調達費用
- ・ 「事業計画書（応募書類の様式2）(3)新たな取組の具体的な内容」に記載された事業のみに利用する特定業務用ソフトウェア

※設備については、原則としてリース・レンタルで調達することを推奨します。外装工事・内装工事及び設備で単価50万円（税抜）以上のものについては、補助事業終了後も一定期間において、その処分等につき事務局への承認手続を要する義務があります。

【対象とならない経費の一部】

- ・ 消耗品
- ・ 中古品購入費
- ・ 不動産の購入費
- ・ 車両の購入費（リース・レンタルは、対象となります。）
- ・ 汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用
(例：パソコン、カメラ、携帯電話、タブレット等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの)
- ・ 建物本体に影響を与える増築工事、改築工事、外構工事等
- ・ 海外の店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用
- ・ 海外で使用する機械装置・工具・器具・備品の調達費用
- ・ 既に借用している物等の交付決定日より前に支払った賃借料
- ・ 家庭用及び一般事務用ソフトウェアの購入費、ライセンス費用

「設備費」に関する証拠書類

- ◆見積依頼書・カタログ等
- ◆見積書（1件50万円以上（消費税抜）の場合は相見積書）
- ◆選定理由書（1件50万円以上（消費税抜）の支払であって2者以上からの見積書がない場合）
- ◆契約書又は発注書（控）
- ◆納品書・検収
- ◆請求書
- ◆写真（購入した物やリース・レンタルをした物の写真。使用していることが分かるように設置されている状態のもの。補助対象経費総括表（様式第7別紙2）「(3)交付決定額の算出に用いた経費」で購入したものについては、シールを貼って創業補助金の対象設備であることを明示し、他の設備等と区別して管理していることがわかるもの）
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）

※工事の場合

- ◆見積依頼書又は仕様書
- ◆見積書（1件50万円以上（消費税抜）の場合は相見積書）
- ◆選定理由書（1件50万円以上（消費税抜）の支払であって2者以上からの見積書がない場合）
- ◆工事契約書（控）又は発注書（控）
- ◆納品書・検収又は工事完了報告書
- ◆請求書
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収証等）
- ◆写真（工事前、工事中、工事後）

<注意事項>

- ・ 取得した設備は当該事業のみに使用しなければなりません。そのため、現物を他の設備等と明確に区別（見える位置に事業承継補助金の対象設備であることを明示したシールを貼付等。本書P24を参照）し、当該事業以外の目的に使用しないよう注意してください。
- ・ 他事業との混同や私的使用が無いよう細心の注意を払ってください。
- ・ 経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示したものを選定（一般の競争等）してください。1件50万円以上（消費税抜）の支払いであって、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください。ただし、選定理由が不十分と判断された場合は、対象となりません。
- ・ 取得した財産がある場合は、必ず取得財産等管理明細表（様式第12）を添付してください（本書P16を参照）。
- ・

<取得財産管理台帳（様式第11）および取得財産管理明細表（様式第12）の作成>

補助事業において、補助金の交付を行った経費（補助対象経費総括表（様式第7別紙2）の(3)交付決定額の算出に用いた経費に計上した経費）により取得し、又は改良等をした機械装置等は、取得財産等管理台帳および明細表を整備する必要があります。

なお、取得価格が1件50万円以上（消費税抜）の財産については処分制限があり、当該処分制限期間中に、他の目的に使用する場合や譲渡・廃棄をする場合等には、あらかじめ申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければなりません（本書P16を参照）。

設備関係

(設備費に関連する)汎用性が高いと思われる補助対象の判断整理

※いずれのケースも使用目的が補助事業に限定して使用されることが証明できることと、第三者的に納得性のある説明が出来ることが前提です。

想定されるケース	物販の場合	宿泊・飲食の場合	事務所の場合	
機械装置・ 工具・ 器具・備品	エアコン (対象事業用として一体工事を行う場合)	店舗内据置き、専用と判断できる場合のみ○	店舗内据置き、専用と判断できる場合のみ○	事務所内据置き、専用と判断できる場合のみ○
	複合機、電話、FAX (一般的なもの)	店舗内据置き、専用と判断できる場合のみ○	店舗内据置き、専用と判断できる場合のみ○	事務所内据置き、専用と判断できる場合のみ○
	プロジェクタ、モニター、 スクリーン (持ち運びできるものは除く)	×	スポーツバー等で映像投影が接客のための必要条件であり、店舗内据置きと判断できる場合のみ○	セミナーを業とし、映像投影が接客のための必要条件であり、事務所スペースが明確に分けられていると判断できる場合のみ○
	テレビ	×	店舗内据置きと判断でき、接客のための必要条件である場合のみ○	事務所内据置きと判断でき、接客のための必要条件である場合のみ○
	イス、机	店舗内据置きと判断でき、接客のための必要条件である場合のみ○	店舗内据置きと判断でき、接客のための必要条件である場合のみ○	事務所内据置きと判断でき、接客のための必要条件である場合のみ○
	消火器 (消耗品扱いのため)	×	×	×
	冷蔵庫	店舗内据置きと判断でき、接客のための必要条件である場合のみ○	店舗内据置きと判断でき、接客のための必要条件である場合のみ○	×
工事	電気配線工事	店舗内に限り○	店舗内に限り○	事務所内に限り○
	水道配管工事	店舗内に限り○	店舗内に限り○	事務所内に限り○
	ガス配管工事	店舗内に限り○	店舗内に限り○	事務所内に限り○
	換気扇設置工事	店舗内に限り○	店舗内に限り○	事務所内に限り○
	電話、 インターネット回線開通工事	店舗内に限り○	店舗内に限り○	事務所内に限り○

※実態が不明瞭な場合(写真等で確認しきれない場合)、
店舗及び事務所等の図面に設置個所を記載していただく場合がございますので、予めご了承ください。

(4) 原材料費

補助対象となる経費・ならない経費の例示

【対象となる経費】

- ・ 試供品・サンプル品の製作に係る経費（原材料費）として明確に特定できるもの（補助事業期間内に使用するものに限る。）

【対象とならない経費の一部】

- ・ 主として販売のための原材料仕入れ・商品仕入れとみなされるもの
- ・ 見本品（試着品・試食品）や展示品であっても、販売する可能性のあるものの製作にかかる経費

「原材料費」に関する証拠書類

- ◆見積書
- ◆契約書又は発注書（控）
- ◆納品書・検収
- ◆請求書
- ◆受払簿（原材料の購入量、使用量、作成個数がわかる資料）
- ◆配布リスト（製作したサンプル品の配布個数等が分かる資料）
- ◆サンプル品・試供品の配布に伴う報告書（結果・効果報告）
- ◆原材料で製作したサンプル品・試供品の写真
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）

【補足説明】

◎その他の補助対象とならない経費

- ・ 販売する製品等の製作や販売に必要なとなるライセンス（販売権、キャラクター使用权等）の購入費

<注意事項>

- ・ 製作したサンプル品や試供品は、表示等により販売する製品と区別ができなければなりません。
- ・ 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業期間内に使用するものに限ります。補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象となりません。
- ・ 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、原材料の購入量、使用量が分かる受払簿を作成し、その受払いを明確にするとともに、当該原材料から製作したサンプル品・試供品の個数、配布した個数も配布先リストで管理する必要があります。これらの書類で使用の妥当性が判断できない場合は、補助対象外となります。

(5) 知的財産権等関連経費（国内・外国特許等取得費）

補助対象となる経費・ならない経費の例示

【対象となる経費】

- ・ 本補助事業と密接に関連し、その実施に当たり必要となる特許権等（実用新案、意匠、商標を含む）の取得に要する弁理士費用（国内弁理士、外国現地代理人の事務手数料）
 - ・ 他社からの知的財産権等の買い取り費用及び使用料
 - ・ 外国特許出願のための翻訳料
 - ・ 外国の特許庁に納付する出願手数料
 - ・ 先行技術の調査に係る費用
 - ・ 国際調査手数料（調査手数料、送付手数料、追加手数料、文献の写しの請求に係る手数料）
 - ・ 国際予備審査手数料（審査手数料、取扱手数料、追加手数料、文献の写しの請求に係る手数料）
- ※事業完了までに願出手続き及び費用の支払いが完了していることが条件です。

※出願人は新たな取組を行う者（法人の場合は法人名義）のみとします。

※本補助事業者に権利が帰属することが必要です。

※補助対象経費総額（税抜）の3分の1を上限とします。

【対象とならない経費の一部】

- ・ 事業承継に伴う特許権等の名義変更費用
- ・ 日本の特許庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許料等）
- ・ 拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費
- ・ 国際調査手数料・国際予備審査手数料において、日本の特許庁に納付される手数料
- ・ 外部の者と共同で申請を行う場合の経費
- ・ 本補助事業と密接な関連のない知的財産権等の取得に関連する経費
- ・ 他の制度により知的財産権の取得について補助等の支援を受けている場合

「知的財産権等関連経費」に関する証拠書類

- ◆見積書（1件50万円以上（消費税抜）の場合は相見積書）
- ◆選定理由書（1件50万円以上（消費税抜）の支払であって2者以上からの見積書がない場合）
- ◆契約書又は発注書（控）
- ◆納品書・検収
- ◆請求書
- ◆出願人及び出願手続きの完了が確認できる書類（機密部分が含まれる場合は、黒塗り等を行うこと）
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）

<注意事項>

- ・ 補助事業の遂行に必要なものに限ります。
- ・ 補助事業終了日までに出願手続きを完了していることが公的機関の書類等で確認できない場合には、当該費用は補助対象となりません。
- ・ 知的財産権等関連経費を補助対象とする場合には、補助事業者に権利が帰属することが必要です。
- ・ 補助事業年度又は補助事業終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し若しくは実施権を設定した場合は遅延なく産業財産権等取得等届出書（様式第15）を事務局に届けが必要です。
- ・ 他の制度により知的財産権等の取得について支援を受けている場合は、知的財産権等関連経費を補助対象とすることはできません。

（6）謝金

補助対象となる経費・ならない経費の例示

【対象となる経費】

- ・ 本補助事業実施のために必要な謝金として依頼した、専門家等に支払われる経費
※謝金における専門家は士業及び大学博士・教授等です（その他の専門家は「Ⅲ. 委託費」の整理となります。）

【対象とならない経費の一部】

- ・ 本補助金に関する書類作成代行費用

「謝金」に関する証拠書類

- ◆契約書等（依頼状・就任依頼書・承諾書・委嘱状等）
- ◆請求書
- ◆専門家の助言内容が分かる議事録等の資料（従事日、時間、助言等の内容が確認できるもの）
- ◆所得税の源泉徴収を行う必要がある場合は当該処理（補助事業者において預り金処理又は税務署へ

の納付等)を示す資料

◆支払確認が可能な資料(銀行振込受領書、領収書等)

<注意事項>

- ・謝金単価は、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。対外的に説明可能な金額にしてください。
- ・源泉徴収を行う必要のある謝金については、当該処理(補助事業者において預り金処理又は税務署への納付等)を示す資料を整理してください。
- ・専門家の助言内容が分かる議事録等の資料は、指導内容を具体的かつ詳細に記載してください。

(7) 旅費

補助対象となる経費・ならない経費の例示

【対象となる経費】

- ・本補助事業の実施に当たり必要となる販路開拓・本補助事業のPRを目的とした国内・海外出張旅費(交通費・宿泊料)の実費(本人及び従業員。上記(6)謝金において対象となった専門家に対するものも含む。)
- ・原則宿泊料については、下表の金額が上限額となります。

(国内)

	甲地方	乙地方
宿泊料 (円/泊)	10,900	9,800
地域区分	東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市	左記以外のすべて

(海外)

	指定都市	甲	乙	丙
宿泊料 (円/泊)	19,300	16,100	12,900	11,600
地域区分	北米	○		
	西欧	○		
	東欧		○	
	中近東	○		
	東南アジア 韓国・香港			○
	南西アジア・中国			○
	中南米			○
	大洋州			○
	アフリカ	アビジャン		

【対象とならない経費の一部】

- ・ タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代、パーキング料金等、公共交通機関以外のもの利用による旅費（鉄道のグリーン車利用料金、航空機の国内線プレミアムシート等及び国際線のファーストクラス、ビジネスクラス料金も全額対象となりません。）
- ・ 旅行代理店の手数料
- ・ 日当、食卓料
- ・ プリペイドカード付き宿泊プランの当該プリペイドカード代
- ・ 通勤に係る交通費（「I人件費」の整理となります。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。）

「旅費」に関する証拠書類

- ◆ 出張旅費明細書（兼出張報告書）（様式第7別紙5）と補足資料
（訪問先、目的、移動経路、宿泊先、詳細な出張報告等が確認できるもの。任意）
- ◆ 航空機利用の場合は搭乗を証明するもの
- ◆ 海外の場合でやむを得ず外国通貨で支払った場合は、購入時の為替レートにより換算した表
- ◆ 所得税の源泉徴収を行う必要がある場合は、当該処理（補助事業者において預り金処理又は税務署への納付等）を示す資料
- ◆ 支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）

<注意事項>

- ・ 補助対象となる旅費は、補助事業の実施に必要な販路開拓・PRを目的とした出張旅費であり、補助事業者が負担した交通費及び宿泊料の実費です。
- ・ 交通費については、経済的及び合理的な経路を利用ください。閑散期、航空券の往復割引等についても考慮してください。
- ・ 航空機を利用する場合は、早割等様々な割引があるため、必ず搭乗を証明するもの（航空券の半券等）及び支払った料金が確認できるもの（領収書等）を証拠書類として残してください。また、補助対象となるのはエコノミークラスのみとなります。国内線プレミアムシート等及び国際線のファーストクラス、ビジネスクラス料金は対象となりませんのでご注意ください。
- ・ 在来線等切符の領収書がない場合は、出張ごとに駅すばあとなどの運賃が確認できる画面コピーや書類を準備してください。
- ・ 宿泊料については、原則として上限額（前ページの表参照）が設定されています。
- ・ ビジネスパックを利用する場合、当該出張に係る宿泊料は、当該代金総額から該当時期の交通料金を差し引いた額とします。その差し引いた金額と宿泊料の上限額とを比較してください。朝食付きの場合は、朝食代も差し引いてください。
- ・ 対象とならない経費である以下の経費については、補助事業者の旅費規程等に定めがある場合であっても、補助対象となりません。
 - ・ 日当、食卓料
 - ・ グリーン車等の特別に付加された料金
 - ・ タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代、パーキング料金等の公共交通機関以外のもの利用による旅費
- ・ 補助事業以外の用務が一連の出張行程に含まれる場合は、主となる用務の実態を考慮した上で、按分等の方式により補助対象経費と補助対象外経費に区分します。
- ・ 専門家の旅費を計上する場合、本補助事業とその専門家との関係がわかる資料を別途作成ください。

- ・謝金を個人払いで支出する場合、旅費からも源泉徴収を行ってください。ただし、徴収義務の有無や税率については、所管の税務署に確認し、指示に従ってください。また、復興特別所得税の徴収に留意してください（切符の現物支給など直接交通機関等へ支払った交通費・宿泊費については源泉徴収不要です）。
- ・出張報告書には、出張日、出張者に加え、出張内容や出張による成果を詳しく記載してください。出張内容が適切でない場合（補助事業として特定できない、補助事業以外の活動など）は、補助対象となりません。
- ・国内出張において、業務上、夜間の移動手段（寝台列車、夜行高速バス）を利用する場合であって、その利用によって他の公共交通機関と比較して経済的な出張となる場合は、当該費用を補助対象とすることができるものとします。ただし、寝台種別等により料金区分が設定されている場合は、最も経済的なものとします。また、証拠書類として、比較を行った他の公共交通機関の料金も添付してください。

（８）マーケティング調査費（自社で行うマーケティング調査に係る費用）

補助対象となる経費・ならない経費の例示
<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場調査に要する郵送料・メール便などの実費 ・調査に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用 <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切手の購入費用 ・調査の実施に伴う記念品代、謝礼等

「マーケティング調査費」に関する証拠書類
<ul style="list-style-type: none"> ◆見積依頼書・カタログ等 ◆見積書（1件50万円以上（消費税抜）の場合は相見積書） ◆選定理由書（1件50万円以上（消費税抜）の支払であって2者以上からの見積書がない場合） ◆契約書又は発注書（控） ◆納品書・検収 ◆請求書 ◆成果物（調査内容が分かるもの、結果報告書等） ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）

<注意事項>

- ・補助事業者自身で実施した場合も、外部人材を活用した場合も、市場調査の結果をまとめた成果物（報告書等）が必要です。
- ・郵送等で調査を行った場合は、発送内容が分かる資料（送付物、発送数量及び単価が確認できるもの）をご用意ください。

（９）広報費（自社で行う広報に係る費用）

補助対象となる経費・ならない経費の例示
<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費用（出展料・配送料） ・宣伝に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用 ・ダイレクトメールの郵送料・メール便などの実費 ・販路開拓に係る無料事業説明会開催等費用 ・広報や宣伝の為に購入した見本品や展示品（商品・製品版と表示や形状が明確に異なるもののみ） 例）家電量販店等においてある製品のモックアップ、飲食店店頭に表示されている食品見本等（商

品の概要、ニュアンス等を伝えることを目的とし、実際の製品同等の使用が出来ないことが原則)

【対象とならない経費の一部】

- ・ 切手の購入費用
- ・ 本補助事業と関係のない活動に係る広報費（補助事業にのみ係った広報費と限定できないもの）

「広報費」に関する証拠書類

- ◆見積依頼書・カタログ等
- ◆見積書（1件50万円以上（消費税抜）の場合は相見積書）
- ◆選定理由書（1件50万円以上（消費税抜）の支払であって2者以上からの見積書がない場合）
- ◆発注書（控）又は契約書
- ◆納品書・検収
- ◆請求書
- ◆現物（パンフレット、広告紙面等）
- ◆配布先一覧（配付先と配付部数がわかる資料）
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）

※展示会出展関係

- ◆展示会の概要が分かる資料（パンフレット、出展要項等）
- ◆申込書
- ◆請求書
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）
- ◆展示会レポート（出展模様の写真、来場者数、成果等をまとめたもの）

<注意事項>

- ・ 広報費は、補助事業の広報を目的としたものが補助対象であり、補助事業と関係のない活動に係る広報費は、補助対象となりませんので、ご注意ください。
- ・ パンフレットやチラシ等の印刷については、数量の根拠を明確にした上で行ってください。数量の根拠が不明なものは、補助対象外となります。
- ・ 展示会等の出展については、請求書の発行日や出展料等の支払日、展示会開催日が補助事業期間内であるものを補助対象とします。展示会等への出展申込みについては、交付決定日より前であっても構いません。
- ・ 広報や宣伝の為に購入した見本品や展示品は、見本品である事の表示や形状が明らかに製品版と違うなど、販売する製品・サービスと明確に区別する必要があります。
- ・ 展示会出展を他事業者及び他事業と共同で行った場合は対象となりません。

(10) 会場借料

補助対象となる経費・ならない経費の例示

【対象となる経費】

- ・ 販路開拓や広報活動に係る一時的な会場使用に要する経費

「会場借料」に関する証拠書類

- ◆見積書または料金表
- ◆請求書または領収書
- ◆会場の規模、実施したことが確認できる写真
- ◆実施報告書（任意書式）
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）

<注意事項>

- ・会場借料は、補助事業の遂行のために必要な場合は補助対象であり、補助事業と関係のない活動に係る会場借料は補助対象となりませんのでご注意ください。
- ・借りた会場での広報イベント等で用いるパンフレット等の印刷や外部人材費用などは広報費で計上してください。
- ・一時的な会場使用に伴う駐車場代は対象となりません。

（１１）外注費

外注費とは業務の完遂が義務であり、その結果に対する報酬が発生する契約形態の場合を指します。

補助対象となる経費・ならない経費の例示

【対象となる経費】

- ・本補助事業の遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（前記（１）～（９）に該当しない経費）
例）試供品・サンプル品の製作、Webサイトの新規制作に係る経費、ソフトウェア開発に係る外注費、インターネットを利用した広告に関する費用（バナー広告、プレスリリース）など。
※補助対象期間中に請負契約の締結が必要です。
※請負とは・・・業務の完遂が義務であり、その結果に対して報酬が発生する契約形態

【対象とならない経費の一部】

- ・販売用商品（有償で貸与するものを含む。）の製造及び開発の外注に係る全部又は一部の費用

「外注費」に関する証拠書類

- ◆見積依頼書
- ◆見積書（１件５０万円以上（消費税抜）の場合は相見積書）
- ◆選定理由書（１件５０万円以上（消費税抜）の支払であって２者以上からの見積書がない場合）
- ◆請負契約書
- ◆納品書・検収
- ◆請求書
- ◆成果物
- ◆サンプル品・試供品、広告用の物品の製作等を外注したものの写真
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）

【補足説明】

◎その他の補助対象とならない経費

- ・ゲーム・コンテンツ・機能をWeb上で提供し、それを利用する顧客へのサービスの提供・課金がWeb上で完結するWebサイトの製作を外注する経費

<注意事項>

- ・交付決定日より前に契約・発注を行った業務は対象となりません。
- ・外注内容、金額等が明記された契約書を締結し、外注する側である補助事業者の利用権等が帰属する必要があります。

(12) 在庫処分費（自己所有物）

補助対象となる経費・ならない経費の例示

【対象となる経費】

- ・ 事業所の廃止・既存事業の廃止・集約を伴う場合に、既存の事業における商品在庫を自己で廃棄又は専門業者を利用して処分するために支払われる経費
※補助事業期間中に契約の締結が必要です。
※処分及び支払いが補助事業期間中に完了する必要があります。

【対象とならない経費の一部】

- ・ 商品在庫を売って対価を得る場合の処分費

「在庫処分費」に関する証拠書類

- ◆見積依頼書
- ◆見積書（1件50万円以上（消費税抜）の場合は相見積書）
- ◆選定理由書（1件50万円以上（消費税抜）の支払であって2者以上からの見積書がない場合）
- ◆契約書
- ◆廃棄証明書又は在庫が廃棄されたことが証明できる書類（任意書式）
- ◆請求書
- ◆処分をする商品在庫の処分前・処分後写真
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）

【補足説明】

◎その他の補助対象とならない経費

- ・ 補助事業者が行っている廃業しようとする事業に、直接関係のない商品在庫の処分費

<注意事項>

- ・ 交付決定日より前に、契約した場合は対象となりません。
- ・ 専門業者との契約内容、金額等が明記された契約書を補助事業期間中に締結してください。
- ・ 他事業との混同や私的利用が無いよう細心の注意を払ってください。

(13) 解体費及び処分費（自己所有物）

補助対象となる経費・ならない経費の例示

【対象となる経費】

- ・ 事業所の廃止・既存事業の廃止・集約を伴う場合に、既存事業の廃止に伴う機械装置・工具・器具・備品の処分費
- ・ 事業所の廃止・既存事業の廃止・集約を伴う場合に、既存の事業において所有していた設備機器等を解体する際に支払われる経費
※補助事業期間中に契約の締結が必要です。
※解体及び処分、支払いが補助事業期間中に完了すること。

【対象とならない経費の一部】

- ・ 消耗品の処分費

「解体費及び処分費」に関する証拠書類

- ◆見積依頼書
- ◆見積書（1件50万円以上（消費税抜）の場合は相見積書）
- ◆選定理由書（1件50万円以上（消費税抜）の支払であって2者以上からの見積書がない場合）
- ◆契約書

- ◆解体及び処分証明書又は解体・処分が完了したことが証明できる書類（任意書式）
- ◆請求書
- ◆解体及び処分をする設備機器等の解体・処分をしたことがわかる前後の写真
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）

＜注意事項＞

- ・ 交付決定日より前に、契約した場合は対象となりません。
- ・ 専門業者との契約内容、金額等が明記された契約書を補助事業期間内に締結してください。
当該事業以外の目的に使用しないよう注意してください。
- ・ 他事業との混同や私的利用が無いよう細心の注意を払ってください。

（14）原状回復費（借用物）

補助対象となる経費・ならない経費の例示

【対象となる経費】

- ・ 事業所の廃止・既存事業の廃止・集約を伴う場合に、既存の事業において借りていた土地や建物、設備機器等を返却する際に、修理して原状回復する為に支払われる経費
※補助事業期間中に契約の締結が必要です。
※原状回復及び支払いが補助事業期間中に完了すること。

【対象とならない経費の一部】

- ・ 自己所有物の修繕費
- ・ 原状回復が必要のない賃貸物件及び設備機器等

「原状回復費」に関する証拠書類

- ◆賃貸契約書（原状回復条件を確認します）
- ◆見積依頼書
- ◆見積書（1件50万円以上（消費税抜）の場合は相見積書）
- ◆選定理由書（1件50万円以上（消費税抜）の支払であって2者以上からの見積書がない場合）
- ◆契約書
- ◆原状回復証明書又は原状回復が証明できる書類（任意書式）
- ◆請求書
- ◆原状回復対象物件やレンタル品を原状回復したことがわかる前後の写真
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）

【補足説明】

◎その他の補助対象とならない経費

- ・ 賃貸契約が締結されていない物件やレンタル契約が締結されていない設備等は対象となりません。

＜注意事項＞

- ・ 交付決定日より前に、契約した場合は対象となりません。
- ・ 専門業者との契約内容、金額等が明記された契約書を補助事業期間内に締結してください。
当該事業以外の目的に使用しないよう注意してください。
- ・ 他事業との混同や私的利用が無いよう細心の注意を払ってください。

Ⅲ 委託費

(1) 委託費

委託費とは業務の遂行が義務であり、結果責任を負わず業務受託者の裁量が許される契約形態を指します。

補助対象となる経費・ならない経費の例示

【対象となる経費】

- ・ 本補助事業の遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（市場調査について調査会社を活用する場合等）例）経理事務、電話受付業務、Web サイトの運用委託・Web コンサルティング業務など士業や大学博士・教授等以外の専門家から本補助事業に係るコンサルティングや事業遂行にあたるアドバイスを受ける経費

※委託費は補助対象経費総額（税抜）の2分の1を上限とします。

※委託先の選定に当たっては、原則として2者以上から見積をとることが必要となります。ただし、委託する事業内容の性質上、2者以上から見積をとることが困難な場合に限り、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。

※補助事業期間中に委託契約の締結が必要です。

【対象とならない経費の一部】

- ・ 販売用商品（有償で貸与するものを含む。）の製造委託及び開発委託に係る全部又は一部の費用
- ・ 契約形態として、業務結果に対する報酬が支払われる内容のもの（「(10) 外注費」の整理となります。）

「委託費」に関する証拠書類

- ◆見積依頼書
- ◆相見積書
- ◆選定理由書（2者以上からの見積書がない場合）
- ◆委託契約書
- ◆納品書・検収
- ◆請求書
- ◆実績報告書等の成果物
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）

〔補足説明〕

◎その他の補助対象とならない経費

- ・ 対価を得るサービス（役務）の全部または一部をそのまま外部に委託する経費

<注意事項>

- ・ 交付決定日より前に契約・発注を行った業務は対象となりません。
- ・ 委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、委託する側である補助事業者に利用権等が帰属する必要があります。
- ・ 実績報告書等の成果物も必ず用意してください。

IV その他費用

補助対象とならない経費の一部例示

【対象とならない経費】

※上記Ⅰ．～Ⅲ．に区分される費用においても下記に該当する経費は対象となりません。

- ・ 求人広告
- ・ 通信運搬費（電話代、切手代、インターネット利用料金等）、光熱水費
- ・ プリペイドカード、商品券等の金券
- ・ 事務用品・衣類・食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代
例）宿泊施設・飲食店などで使用する調理器具（鍋・包丁等）、食器・膳・弁当箱、布団・シーツ・カーテン、ユニフォーム等
- ・ 団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料・一括広告費
- ・ 本人及び従業員のスキルアップ、能力開発のための研修参加に係る費用
- ・ 飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用
- ・ 自動車等車両の修理費・車検費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税等）、各種保険料
- ・ 振込手数料・代引き手数料
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 他の事業との明確な区分が困難である経費
- ・ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費

V その他の注意

親族・関係者間取引・自己消費等、利益相反と判断される例示

(自己消費等に関連する)補助対象の判断整理

*原則:自己消費・利益相反のケースは補助対象外。
参考:民法第108条 会社法356条

想定されるケース		個人事業者の場合	法人(代表者)の場合	備考	
1	雇用関係	三親等以内の親族を従業員として雇用(生計が一の場合)	×	役員でなければ○	
2		三親等以内の親族を従業員として雇用(生計が異なる場合)	○	役員でなければ○	
3		(A社の役員がB社設立者として申請) A社従業員をB社に従業員として出向させた場合	—	出向者雇用契約がB社と従業員の間で交わされている場合のみ○	給与の支払いは補助事業者あること。
4	賃貸関係	三親等以内の親族(個人)が所有する不動産・車両等を賃借する場合(貸与者が賃貸業者の場合)	×	×	
5		三親等以内の親族(個人)が所有する不動産・車両等を賃借する場合(貸与者が賃貸業者ではない場合)	×	×	
6		三親等以内の親族が代表権を有する法人が所有する不動産・車両等を賃借する場合(貸与者が賃貸業者の場合)	○	○	
7		三親等以内の親族が代表権を有する法人が所有する不動産・車両等を賃借する場合(貸与者が賃貸業者ではない場合)	×	×	
8		補助事業者が所有する不動産・車両等の賃借	×	×	
9		補助事業者が賃借している不動産・車両等の賃借	専有部分の賃借料のみ○	専有部分の賃借料のみ○	根拠性のある基準(使用面積按分など)に従い賃料の一部負担を認める。
10		(A社の役員がB社の設立者として申請する場合)A社が所有する不動産・車両等の賃借(A社が賃貸業者の場合)	—	○	既に設定された価格が存在することから妥当性の根拠となりうる。
11		(A社の役員がB社の設立者として申請する場合)A社が所有する不動産・車両等の賃借(A社が賃貸業者でない場合)	×	×	たとえ、周辺相場を比較対象としたとしても、自己消費の疑念が払しょくできない。(他の賃貸事業者ではない場合も同じ)
12	(A社の役員がB社の設立者として申請する場合)A社が賃借契約している不動産・車両等の転賃を受け、賃料の一部負担を行う場合(B社名で貸与者と賃貸借契約が用意できない場合)	—	○	賃貸不動産の転賃型 根拠性のある基準(使用面積按分など)に従い賃料の一部負担を認める。	
13	役務・調達関係	(A社の役員がB社の設立者として申請する場合) A社に役務委託、調達発注	—	相見積もりを取れば○	
14		(個人申請者がB社の設立者として申請する場合) 申請者個人事業への役務委託・調達発注	×	×	利益相反・自己取引 申請者や親族個人に対する直接的な利益供与
15		三親等以内の親族(個人)への役務委託・調達発注 (当該役務提供・物品販売を業としている場合)	×	×	
16		三親等以内の親族(個人)への役務委託・調達発注 (当該役務提供・物品販売を業としていない場合)	×	×	
17		三親等以内の親族が代表権を有する法人への役務委託・調達発注 (当該役務提供・物品販売を業としている場合)	—	相見積もりを取れば○	直接個人に利益供与されるものではないので相見積もり取ったうえで経済的合理性があれば認める。
18	三親等以内の親族が代表権を有する法人への役務委託・調達発注 (当該役務提供・物品販売を業としていない場合)	×	×	相場や定価と比較して安価であるとしても、本来の業として事業を行う事業者でなければ、利益相反の疑念がこのため排除対象。	

【 Ⅲ. 検査 】

1. 検査の概要

検査とは、当該事業の適正な執行を確保するための書面検査及び必要に応じて行う現地調査をいいます。

書面検査は、検査に必要な書類を事務局が検査するもので、また現地調査は、事務局が事業実施場所等に赴き、事業の進捗、購入物品の管理・使用状況、経費の発生状況等を確認するものです。

検査の種類は以下のとおりです。

中間検査：当該事業終了前に必要に応じて行う検査で、事業期間中に、経理処理手順や体制等を確認することにより、事業完了後の額の確定行為の負荷の分散及び誤認識、誤処理等の速やかな是正等を目的としています。

確定検査：当該事業終了後、事業実績報告を受けた後に行う検査で、事業実績報告書に基づき、書面検査及び必要に応じて現地調査を行い、当該事業の成果、経理処理の状況等を確認します。当該検査を以て補助金の額が確定します。

その他検査：補助事業期間終了後、上記以外に必要があると認めた場合に行う検査です。

2. 検査の着眼点

当該事業の事業計画（補助目的に適合しているか等を含む。）に基づいて行われているかはもちろんのこと、経理処理については以下のことが遵守されているか確認を行います。

- ① 当該補助事業の遂行のために必要な経費か。
- ② 当該補助事業期間中に発生、かつ支払いが行われているか。
- ③ 法令や内部規程等に照らして適正か。
- ④ 経済性や効率性を考慮して経費を使用しているか。

